

【第4回新城南部企業団地産廃対策会議（26.11.17開催）概要】

1. 県環境部による説明

- ・産業廃棄物処理業の許可申請等について(資料1)
- ・産業廃棄物の監視業務について(資料2)
- ・事前質問について(資料3)

タナカ興業の産業廃棄物処分業の許可権限のある愛知県環境部資源循環推進課から許可や監視について、説明と事前質問に対する回答等がありました。(質問に対して、口頭で質疑応答がありました。)

2. 県企業庁に対する質問事項と会議の予定等について

- ・県企業庁に対する質問事項について(資料4)
- ・会議の予定について

前回会議での企業庁に対する質問と市議会からの質問、それに追加の質問がありました。また、会議には、八名区長会の各区長、市議会議員、県議会議員が参加します。

3. タナカ興業に対する質問事項等について

タナカ興業に対する質問を11月10日付けで社長に渡しました。回答期限は、12月10日です。

4. その他

前回、質問のあった砒素の毒性等について、愛知県衛生研究所のホームページからの情報を提供しました。(資料5)

また、委員からタナカ興業の産業廃棄物処分業の許可申請書を見たいとの申出があり、社長へ依頼することにしました。

5. 次回会議の開催について

日時：11月27日（木）午後7時から午後9時まで

場所：富岡ふるさと会館1階集会室

公開です。（傍聴できますが質問や意見はできません。）

開催内容の主なものは、次のとおりです。

- ・県企業庁による説明

【問合せ】新城市環境部環境課（新城クリーンセンター内）

電話 23-7677 ファックス 22-0554

Eメール kankyou@city.shinshiro.lg.jp

産業廃棄物処理業の許可申請等について

平成26年11月17日（月）
愛知県環境部資源循環推進課

廃棄物とは？

◆定義

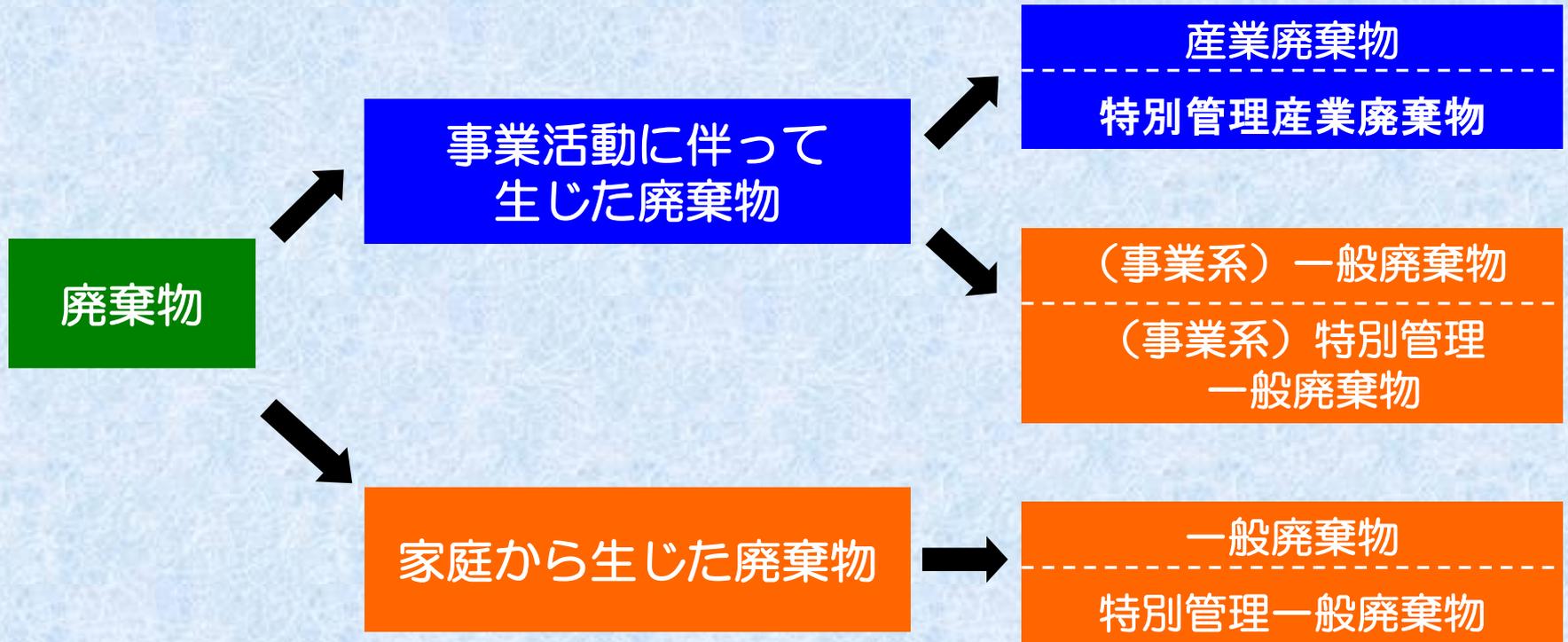
ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

◆廃棄物かどうかの判断

廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、次に掲げるもの等を総合的に勘案して判断するという考え方（いわゆる**総合判断説**）がとられています。

- ① 物の性状
- ② 排出の状況
- ③ 通常の見扱ひの形態
- ④ 取引価値の有無
- ⑤ 占有者の意思

廃棄物の分類



産業廃棄物と特別管理産業廃棄物

● 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、次の20種類と「輸入された廃棄物」

◆あらゆる事業活動に伴うもの

- ① 燃え殻 ② 汚泥 ③ 廃油 ④ 廃酸 ⑤ 廃アルカリ
- ⑥ 廃プラスチック類 ⑦ ゴムくず ⑧ 金属くず
- ⑨ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ⑩ 鉱さい ⑪ がれき類 ⑫ ダスト類（ばいじん）

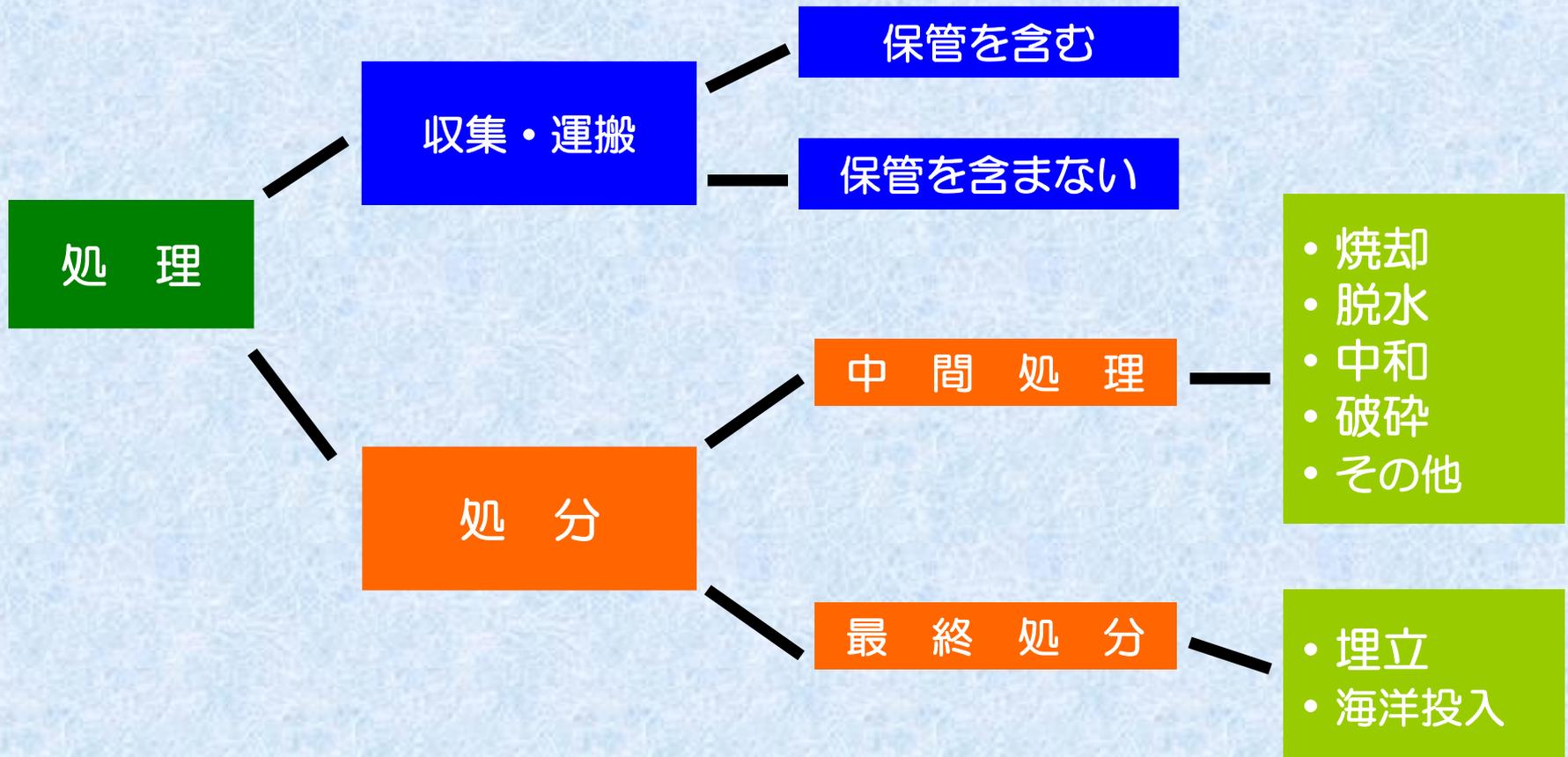
◆特定の事業活動に伴うもの

- ⑬ 紙くず ⑭ 木くず ⑮ 繊維くず ⑯ 動植物性残さ
- ⑰ 動物系固形不要物 ⑱ 家畜ふん尿 ⑲ 家畜の死体
- ⑳ 13号廃棄物（①から⑱までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物に該当しないもの）

● 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある性状を有するものは、特別管理産業廃棄物として別に定められ、通常の産業廃棄物と比べ特別な管理及び処理方法が義務付けられている。

処理行為の分類



産業廃棄物処理業の許可の種類

- 産業廃棄物の処理は生活環境への影響が大きいため、専門的な技能と知識をもった許可業者しか廃棄物の処理をしてはならないとされており、次の4種類がある。
- 許可の有効期間は原則5年間。
(一定の基準を満たした優良産業廃棄物処理業者においては7年)

① 産業廃棄物収集・運搬業

② 産業廃棄物処分業

③ 特別管理産業廃棄物収集・運搬業

④ 特別管理産業廃棄物処分業

処理業に必要な許可

収集・運搬業

- 収集する区域、運搬先の区域又は積替え・保管施設のある区域を管轄する都道府県知事又は政令市※の市長の許可が必要。
- 運搬の途中で通過するだけの区域については許可は不要。
- 原則として一の政令市を越えて収集運搬の業を行う場合は、都道府県知事の許可となるが、政令市で積替え保管施設を設置する場合は、当該市長の許可も必要。

処分業

- 中間処理施設や最終処分場のある区域を管轄する都道府県知事、又は政令市※の市長の許可が必要。

※ 愛知県内の政令市は、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の4市

許可の基準

処理業の許可を取得するためには、許可基準に適合していなければならない。

① 処理業を的確にかつ継続して行える施設や能力を備えているか。

② 欠格要件に該当していないか。

許可の基準 ①施設・能力

ア 施設に係る基準

収集運搬業に係る運搬施設又は積替施設、処分業に係る中間処理施設、最終処分場等、処理に適した施設を有していることが必要

イ 申請者の能力に係る基準

事業を的確に行うに足りる知識及び技能を有し、事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有していることが必要

〔経理的基礎〕

事業において利益が計上されず、かつ、債務超過の状態にある申請者は許可基準に適合しない者とみなされる

許可の基準 ②欠格要件

欠格要件とは

申請者の一般的適性について、法に従った適正な業を遂行することができない者を類型化して排除することを目的として規定されており、これに該当する場合は、許可を取得することができない。

主なもの

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 廃棄物処理法、その他環境保全法令に違反し、又は、刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集・脅迫・背任）、暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

オ 許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

許可の基準への適合状況の確認方法

①施設・能力

ア 施設に係る基準

- 申請書に添付された施設の図面、設計計算書等の内容を基に、計画された施設が処理に適したものであるか確認する。
- 最終的には、申請書の図面とおりの施設が完成していることを、現地で確認する。

イ 申請者の能力に係る基準

- 「知識・技能」については、申請書に添付された（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの講習会の修了証により確認する。
- 「経理的基礎」については、申請書に添付された直前3期分の決算書等により確認する。

許可の基準への適合状況の確認方法

②欠格要件

- 「成年被後見人」等への該当性については、申請書に添付された法務局発行の証明書により確認する。
- 「禁固刑」、環境保全法令による「罰金刑」等の犯罪歴については、地方検察庁、市役所等への文書照会により確認する。
- 「暴力団員」等への該当性については、県警本部への文書照会により確認する。
- 過去の「許可取消」の状況については、環境省が運営する情報システムにより確認する。

産業廃棄物の監視業務

平成26年11月17日(月)

愛知県環境部 資源循環推進課
廃棄物監視指導室

- 1 不適正処理への対応
- 2 処理基準違反と不法投棄
- 3 行政処分の目的
- 4 行政処分の流れ
- 5 違反行為への対処
- 6 まとめ

1 不適正処理への対応（産業廃棄物処理業者等への指導）

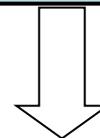
立入検査で不適正処理を発見！

- 処理能力を超えて産廃を搬入
- 許可されていない産廃を処理
など



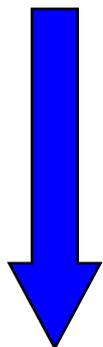
排出事業者の管理責任を追及

- 処理業者に委託した産廃が適正に処理されたことを自ら確認



適正処理が確認できない

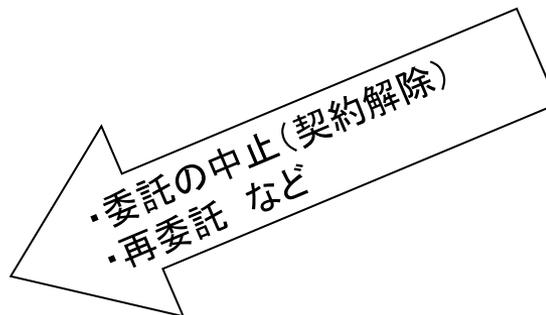
- マニフェストが返送されない
など



- 行政指導
- 行政処分
〔改善命令
業の停止命令
措置命令 等〕

行為者の不適正処理を改善等

- 産廃の搬入を停止
- 未処理の産廃を適正に処理
など



2 処理基準違反と不法投棄

処理基準違反（法第12条第1項違反）

保管基準違反（法第12条第2項違反）

不法投棄（法第16条）

2-1 産業廃棄物保管基準

廃棄物処理法施行規則 第8条より

- 囲いと掲示板を設ける。
- 廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭発生の防止措置を講ずる。
 - （汚水）排水溝等の設置、底面を不透水性材料で被覆
 - （屋外）定められた保管高さを超えない
- ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにする。
- 石綿含有産業廃棄物に係る基準
 - 他の物と混合しないように仕切りを設置する。
 - 覆い、梱包等の飛散防止措置を講ずる。

2-2 産業廃棄物処理基準（収集又は運搬）

廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号 より

- 廃棄物が**飛散・流出しない**ようにし、**騒音・振動・悪臭**によって生活環境の**保全上支障が生じない**ようにする。
- 車両に**掲示板**を表示し、**書面**を備え付ける。
 - 積替え・保管を行う場合の基準
 - あらかじめ、積替えを行った後の運搬先を定めておく。
 - 保管上限は日平均搬出量の7倍**。廃棄物の性状が変化しないうちに搬出する
 - 他は**産業廃棄物保管基準（前記）と同じ**。
- **石綿含有産業廃棄物**に係る基準
 - 破砕されず、他と**混合しないよう**措置する。

2-3 産業廃棄物処理基準（中間処分又は再生）

廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号 より

- 廃棄物が飛散・流出しないようにし、騒音・振動・悪臭によって生活環境の保全上支障が生じないようにする。
- 施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように措置を講ずる。
- 焼却を行う場合の基準
- 熱分解を行う場合の基準
- 処分のための保管を行う場合の基準
→ 産業廃棄保管基準と同じ、保管上限あり。
- 特定家庭用機器産業廃棄物に係る基準
→ 家電リサイクル法の再商品化等基準と同水準の基準
- 石綿含有産業廃棄物に係る基準
→ 許可を受けた産業廃棄物処理施設（溶融）等による。

2-4 不法投棄

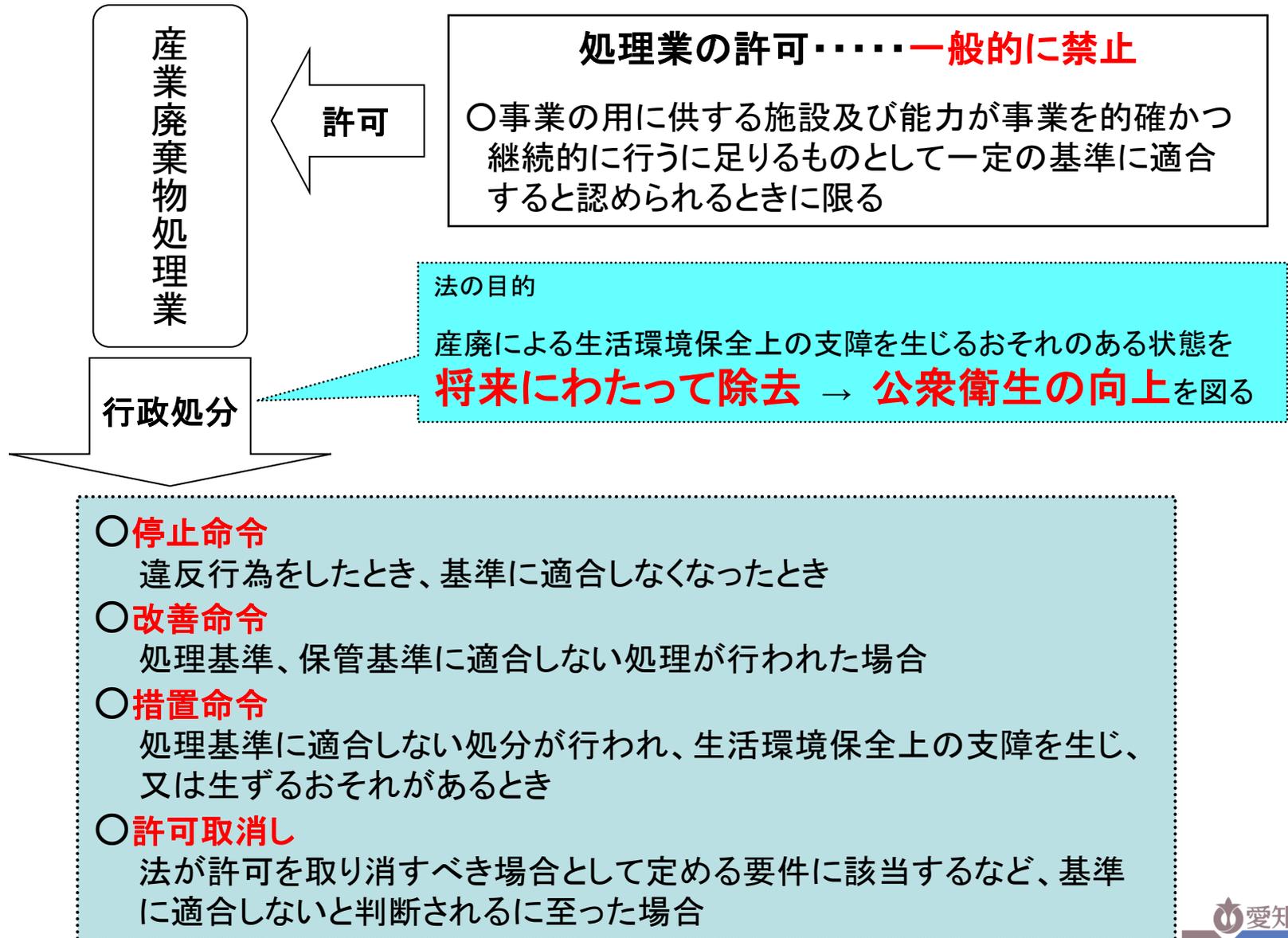
廃棄物処理法 第16条（投棄禁止）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

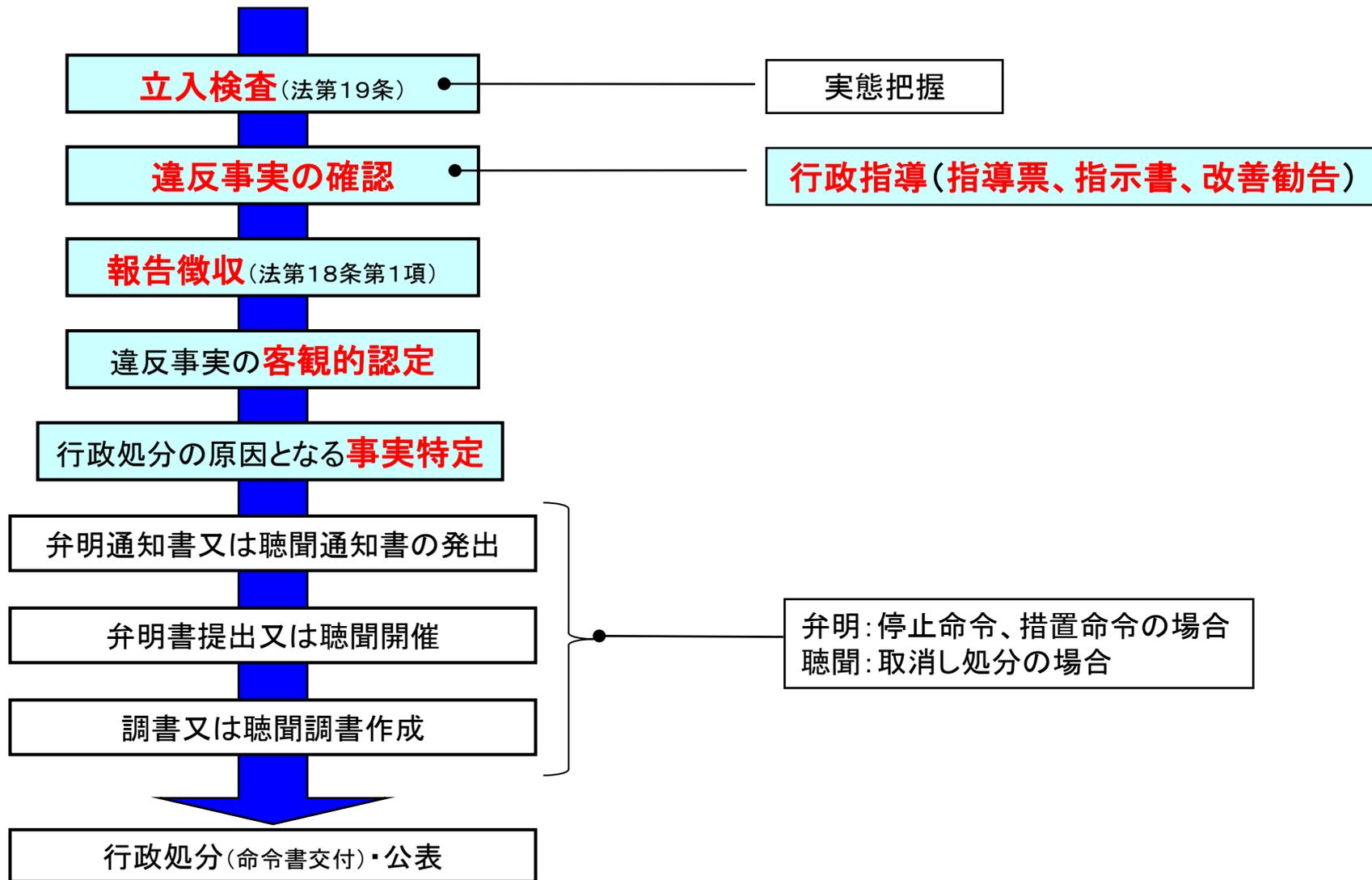
※「みだりに」とは社会通念上許容されないことを意味し、廃棄物処理法の趣旨・目的に照らし、公衆衛生及び生活環境の保全に支障が生じると認められる行為を指す。

※本条違反となるような行為は、処理基準違反行為の程度が著しい場合や、軽度の処理基準違反であっても公共性、密集性の高い地域において行われる場合など、廃棄物の性状、数量、物理的条件、行為の態様などの事情を勘案して判断するものであり、社会通念上許容されない処分行為が対象となる。

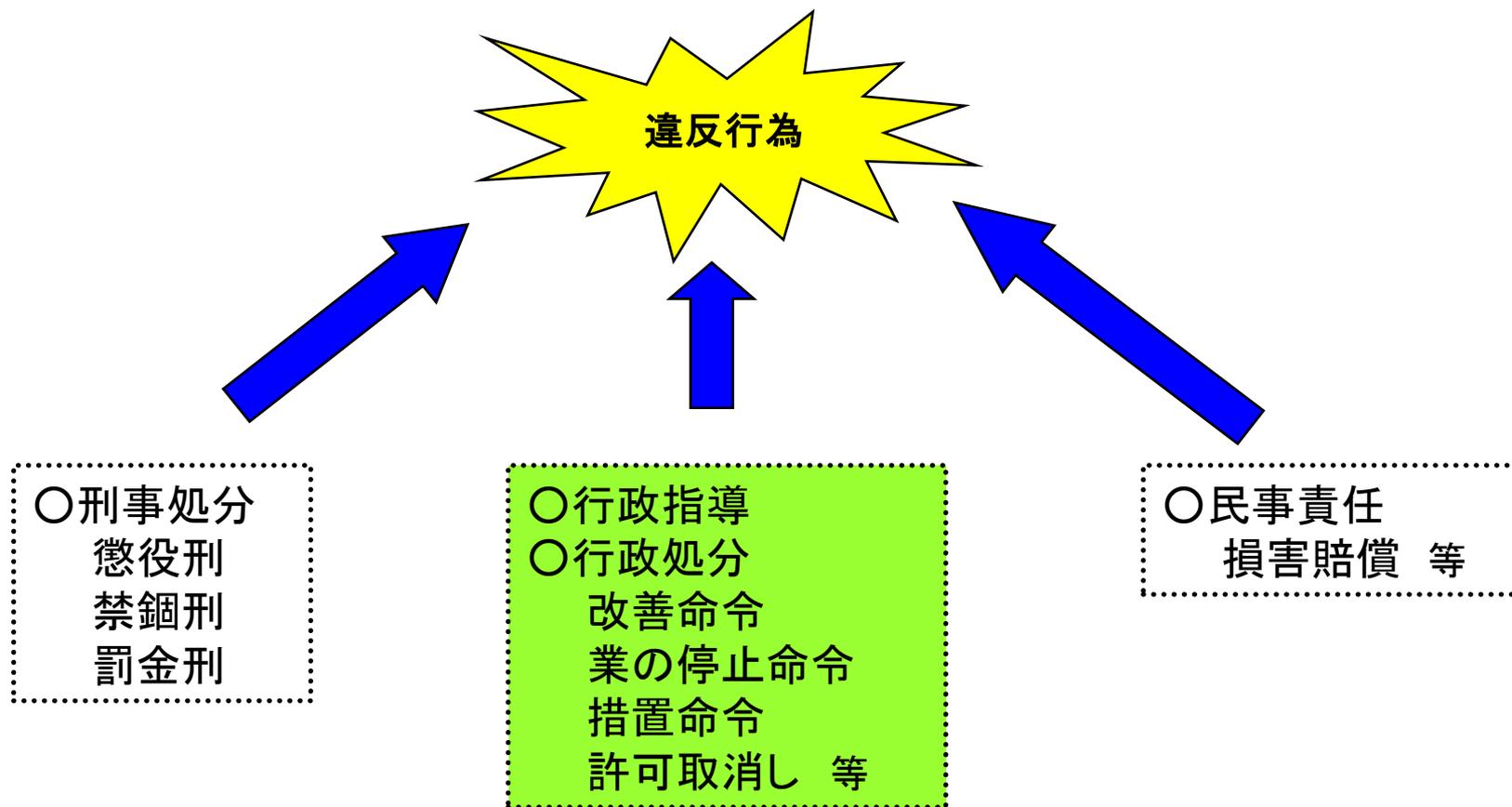
3 行政処分の目的



4 行政処分の流れ



5 違反行為への対処



6 まとめ

○立入検査

- 廃棄物の適正処理確保の制度
- 検査拒否・妨害・忌避は罰則規定あり

○行政指導に基づく文書の交付（指導票、指示書、改善勧告）

- 違反行為又は違反のおそれを確認したときに交付
- 行政指導では改善等が期待できない場合は、行政処分を実施

○法に基づく文書の交付（報告徴収、勧告、改善命令、停止命令、措置命令）

- 事実認定をするための報告徴収
- 命令等の発出

第4回新城南部企業団地産廃対策会議での愛知県環境部への質問および回答概要

1 産業廃棄物処分業許可に係る審査について

Q 1 法で定められている許可基準と愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の別表1「立地に関する基準」、別表2「構造に関する基準」、別表3「維持管理に関する基準」について、審査段階でどのように判断するのですか。

A 1 法で定められている許可基準への適合状況につきましては、基準に合致しているかを確認します。

・「施設に係る基準（処理に適した施設を有しているか）」という点につきましては、申請書に添付された施設の図面、設計計算書等の内容をもとに確認し、図面どおりの施設が完成していることを現地で確認します。

・「申請者の能力に係る基準（事業を的確に行うに足りる知識・技能を有し、事業を的確に継続して行うに足りる経理的基礎を有しているか）」という点につきましては、申請書に添付された講習会の修了証、決算書類等により確認します。

・「欠格要件」への該当性につきましては、申請書に添付された公的機関の証明書、県警本部等の関係機関への文書照会等により確認します。

愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱は、生活環境の保全を図ることを目的として、産業廃棄物処理に関する法令に定められている基準以上の内容を行政指導として定めたものです。

行政指導は、行政手続法に規定されているように、あくまでも事業者の任意の協力が得られたときに実現されるものであり、事業者が行政指導に従わなかったことを理由として、行政指導に従うまで許可を保留するなどの不利益な取扱いを行ってはならないとされています。

従いまして、愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱に規定している各基準等に合致していないから許可がされないというものではありません。

ただし、可能な限り、指導要綱の基準に適合した形で事業を行うのが望ましいと考えており、適合していないのであれば、適合していただくよう行政指導を行います。

Q 2 産業廃棄物処分業の許可にあたり、事業者が施設周辺の地域環境に対する影響を最小限に抑えるように配慮することが最重要課題と考えますが、公の場（市議会や住民説明会）での質問に答えた内容が、具体的に実現されること（住民との約束を守ること）を審査の対象としていますか。

A 2 審査の対象となるのは、申請書の内容、申請書に添付された図面等の資料の内容です。

このため、市議会や住民説明会での質問に対して回答された内容であっても、申請書の内容、申請書に添付された図面等の資料に記載がなければ、直接、審査の対象とはなりません。

Q 3 中間処理により新たな製品をつくる場合、品質を保つための措置として、製造設計書や作業、安全管理、教育などのマニュアルについて、審査の対象としていますか。

A 3 愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱では、産業廃棄物処理業者等の責務として、「産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物を適正に処理するための責任者の設置等管理体制の整備充実を行うことや、従業員に対して産業廃棄物の適正な処理に関する教育に努めること」等を定め、事業者指導を行っております。

お尋ねの、製造設計書、マニュアルが審査の対象となるかという点につきましては、これらの書類を産業廃棄物処理業の許可申請書の添付書類審査とはしておらず、審査の対象としていません。

Q 4 中間処理により新たな製品をつくる場合、需要に見合った生産体制であることを審査の対象としていますか。

A 4 産業廃棄物処分業許可申請書には、「処分後の産業廃棄物等の処理方法を記載した書類」を添付することされています。

産業廃棄物から製品を製造する事業計画の場合、この書類において中間処分後のものを売却する旨が記載されることとなります。

売却する事業計画の場合には、製造される製品が需要に見合ったものであるかを確認するため、売却先を明らかにすること、売却条件を明らかにすること等を申請者に求めています。また、売却できない場合の処分方法を明らかにするよう指導しています。

Q 5 処理施設等重要部品の故障、停電時の対応等の緊急時（職員不在時を含む）に対応するための措置及び体制について、審査の対象としていますか。

A 5 愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱では、「維持管理に関する基準」において、「事故の防止のために、施設の破損その他の事故を防止するため、定期的に巡回監視及び点検を実施すること」、「産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が発生したときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること」、「施設の正常な機能を維持管理するため、定期的に点検及び機能検査を行うこと」を定め、事業者指導を行っております。

お尋ねの、施設の故障時、停電等の緊急時の対応が審査の対象になるかという点につきましては、これらの書類を産業廃棄物処理業の許可申請書の添付書類とはしておらず、審査の対象とはしていません。

Q 6 図面、計算書、説明書等が整っていることを確認して申請書を受付していると考えますがその内容をどう確認するのですか。

A 6 申請書の添付書類については、廃棄物処理法で規定されているもの、本県が愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき行政指導として求めているものがあります。県で

はこれらをまとめた添付書類一覧を作成し公表していますので、窓口で添付書類一覧を参照しながら、添付書類が整っているかを確認した上で、受付を行っています。

申請書を受け付けた後は、許可基準に適合しているかを審査するとともに、愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の基準に適合しているかどうかを確認し、適合していないのであれば、適合していただくよう行政指導を行います。

Q 7 施設が完成した場合は、現場審査をすると聞いていますが、現場審査のポイントを説明してください。

例えば、「図面と実際が違う場合」や「書類に記載された内容が施設で具体化されていない場合」などはどうされるのですか。

A 7 現場での確認は、完成した施設、具体的には産業廃棄物の処理を行うための施設、産業廃棄物の保管場所等の位置や構造が申請書の内容どおりであるかについて行います。完成した施設が申請の内容と異なる場合には、補正させた上で、再度現場での確認を行います。

Q 8 例えば、発酵汚泥肥料から、重金属等の基準値を超える値が検出された場合、事業の停止が命ぜられるのですか。

行政処分として、措置命令や指導等が行われた場合、それぞれどのように審査に影響するのですか。

A 8 発酵汚泥肥料から重金属等の基準値を超える値が検出されたとしても、直ちに廃棄物処理法の事業停止命令とはなりません。

許可の審査に影響するのは、欠格要件に該当する場合です。措置命令を受けたこと、行政からの指導を受けたことをもって直ちに欠格要件に該当することはありません。

※出荷前の肥料の場合

肥料として使用できず、廃棄物として処理する場合には、適正な処理を指導します。

※出荷後の肥料の場合

廃棄物の不適正な処理が疑われる場合には、廃棄物の該当性を判断し、廃棄物処理法違反に該当するかを調査することになります。

2 産業廃棄物に係る監視と指導について

Q 9 愛知県のホームページによれば、廃棄物監視指導室の主な仕事は、「産業廃棄物の監視と指導」と記載されていますが、審査に際して、どのような役割を担いますか。

例えば、事後のトラブルが起きないように審査段階から関与しているのですか。

A 9 廃棄物監視指導室は、廃棄物を適正に処理するよう監視指導するもので、許可の審査に関与するものではありません。

Q 10 監視と指導とは、具体的にどのようなことを行うのですか。

A 10 資料で説明したとおりです。

【再質問や意見等の概要】

- ・臭いが強い時や不法投棄があった場合は、許可を取り消してほしい。
⇒法律の定めに従って判断。その他は指導となる。基本は書類で照会する。
- ・図面が適正かどうかはどう判断するのか。
⇒仕様書等で確認し、実証はさせないが、類似のもので確認する。
- ・脱臭装置の微生物は気温10度以下では働かないと聞いた。
⇒ご助言として受けとめる。
- ・講習会の修了をもって能力があると認めるのか。
⇒講習会は1週間の集中講義の内容。十分と考えている。
- ・重金属が基準以上の場合、操業しながら改善させるのか。
⇒そのとおり。
- ・施設が申請書どおりでない場合は、直させるのか。
⇒直るまで許可しない。
- ・申請書類は開示できないか。
⇒審査中は不開示。許可後に開示。
- ・含水率等の説明の書類に計算が合わないところがある。
⇒参考として受け入れる。
- ・技術的なことは専門家へ相談するのか
⇒発酵施設では特に相談しない。文献等で確認する。
- ・生活環境の保安が必要と許可書に付すことはできるのか。
⇒制度上は可能だが、約束できない。
- ・資源循環の推進と環境保全が相反する時はどう判断するのか。
⇒どちらも重要なこと。並立させる。
- ・経理的基礎には、本当に肥料を販売しているかどうか含まれるか。
⇒取引の内容を審査するものではなく、継続的な資金力があるかどうかということ。
- ・その他の質問がある場合は、どうするか。
⇒持ち帰って回答できるものは市へ伝える。

第 5 回産廃対策会議での愛知県企業庁への質問事項

- Q 1 あいち産業立地推進本部会議（本部長：愛知県知事）が作成した「愛知・名古屋産業立地推進プラン」においては、企業用地の確保等立地環境の整備とともに、重点とする産業分野を地区ごとに定めています。東三河地区における指定集積業種としては、輸送機械関連、機械・金属関連、健康長寿関連、新エネルギー関連、物流関連、農商工連携関連の 6 項目と次世代産業を対象とするとされています。この指定集積業種に産業廃棄物中間処理業は含まれないと思いますが、いかがですか。
- Q 2 「愛知・名古屋産業立地推進プラン」の前身である「産業立地の基本方針」には、『市町村、金融業界、建設業界、不動産関連業界等との連携による工場跡地や遊休地等の積極的な情報収集・発信を行い、既存用地を有効活用する。』との考え方が示されています。基本方針では競売に付されることを想定していません。つまり、競売に付されてはならないので、競売について「基本方針」でも「新プラン」にも記載されていないと思われませんが、いかがですか。
- Q 3 企業が進出した後は、必ず排出物（産業廃棄物、工場排水）が発生します。「推進プラン」は、企業誘致を目的として、条件整備、用地開発、インフラ整備の促進を計るものではありませんが、排出物に対する方針には触れられていません。また、下水道を担当する「水と緑の公社」は、この本部会議の構成員になっていません。上流にのみ関心を払い、下流の整備を取り上げていないのは不適切ではありませんか。
- Q 4 過去 5 年間、西三河地区、東三河地区にある県が管理する企業団地の分譲を受けた事例（跡地の譲渡を受けた事例も含む）を教えてください。
- Q 5 新城南部企業団地に未分譲の区画があることについて、その原因をどのように考えていますか。
- Q 6 新城南部企業団地に未分譲の区画があることについて、監査や検査等において、何らかの指摘を受けたことはありますか。ある場合、その内容はどのようなものですか。
- Q 7 第 11 区画（ケンメイ跡地）について、ケンメイ倒産後の間もない時期に、大森木材が買い受けたいと希望したと聞いていますが、相談記録にその事実がありますか。また、相談記録はどのように作成していますか。
- Q 8 分譲を受けた企業が、さらに隣地の分譲を希望した際に、売却決定の判断基準はありますか。
- Q 9 （有）タナカ興業の社長が新城市議会経済建設部会において、「蒲郡、御津、明海はかなり空いている。我々が企業庁に買い求めたいと申し込んでも、市外に行けと言おう。」と発言しています。

企業団地の分譲相談の記録に(有)タナカ興業の相談記録はありますか。また、社長の発言は事実ですか。

Q10 公開された文書にH22.11.19「転売先については連絡するとのこと。」とのメモがあります。この時点において、どのような転売の話があったのですか。

Q11 上記文書にH22.12.8「買戻特約については、依頼があれば企業庁で抹消すると連絡済み」とのメモがあります。この時点で、買戻特約を抹消登記すると連絡したのは、どのような事情からですか。

Q12 ケンメイ倒産のニュースを受けてから、H22.11.19、H22.12.8のメモにある連絡をするまでに、ケンメイが倒産したことに関して企業庁内においてどのような協議を行いましたか。また、その協議に関連して、新城市とはどのような連絡を取り合いましたか。

Q13 H22.12.9以降、H24.8.4の競売決定までに、企業庁内ではどのような協議を行いましたか。その協議に関連して新城市とはどのような連絡を取り合いましたか。企業庁と管財人、企業庁と裁判所の間ではどのようなやりとりをしましたか。

Q14 H24.6.20付、新城市長から(有)タナカ興業社長あての文書において、「ケンメイとの契約内容につきましては、次の所有者となる方へも継承していただくよう破産管財人に確認させていただきました。」とあります。この破産管財人との確認について、企業庁は把握していましたか。また、継承していただく内容についてどのように理解していますか。

Q15 当該用地の入札公告(H25.3.6)添付資料「物件明細書(H24.12.12作成)」には「買戻特約登記は、本執行手続きでは抹消されない、ただし、買戻権者から、買戻権の行使をせず、買戻特約登記の抹消手続きについて、買受人に協力する旨の申出がある。」と記載されています。この意味を説明してください。

Q16 H25.7.8に買戻権の抹消登記を行うに際して、企業庁と新城市との間で、どのような情報交換がありましたか。

Q17 結果として、分譲後10年間の土地の用途制限という政策目的を達成することができませんでした。その理由をどのように考えていますか。

(買戻権の行使に関する法的な説明ではなく、政策を進める上で、どのような問題がありましたか、また、改善すべき点はありましたか、改善策はなされていますか。)

Q18 タナカ興業社長は、H26.4.17新城市議会経済建設部会で「(新城南部企業団地には)まだ、空いている土地がある。ぜひ買い求めたい。」と発言しています。同社に分譲することはないと約束できますか。

Q19 今後、当該土地を本来の目的に沿って使用するための方策（相応な額による買戻し、または、代替地との交換等）をどのように考えていますか。

Q20 県・市のパンフレットにおいて、新城南部企業団地第11区画については「済」と表示されていますが、社名が記載されていないのはどのような理由からですか。

Q21 「買戻特約（10年）の登記は、工場の建設・操業を確認後（代金完納後）、請求により抹消します。」とされています。（株）ケンメイの操業をどのように確認しましたか。

特約条件を満たしたかの判断は、確かな事実に基づいて行わなくてはなりません。新工場であり、公営企業団地の分譲を受けるのであれば、新鋭機器の導入や標準以上の設備を導入する計画で申請がされているものと思われます。その申請書の設備が導入され、製品が完成し、製品が販売されてはじめて、操業が開始されたことになると考えますが、それらをどのように確認しましたか。

Q22 （株）ケンメイの誘致は平成20年6月であり、倒産は平成22年10月、工場建設に1年として、操業は、わずか1年余のみ。誘致企業がこのような短期間で倒産した例は、他にどのくらいありますか。

Q23 H24.5.29にタナカ興業社長が新城市立地課を訪れ、「株ケンメイ跡地を入手したい」旨の意向を明らかにした件について

・新城市から報告を受けていない時

◇事実を知ったのはいつですか。

◇どの様な方法で知りましたか。

◇事実確認後、新城市との協議はしましたか。内容を教えてください。

・新城市から報告を受けていた時

◇文書で受けましたか。

◇文書で無ければ、誰が誰からどの様な方法で受けましたか。役職名を教えてください。

◇報告は、愛知県庁でどの様に共有されましたか。

◇報告に対して、対応策についての検討はありましたか。また、内容はどうですか。

Q24 H24.6.29に新城市長名で「進出には賛同できない」旨の文書の回答をタナカ興業に送付している件について。

・新城市との協議はしましたか。報告は受けましたか。日時や対応者を教えてください。

・新城市から協議の申入れ・報告がなかったのであれば、

◇送付の事実を知ったのはいつですか。

◇どの様な方法で知りましたか。

◇事実確認後、新城市との協議はしましたか。内容を教えてください。

Q 2 5 H 2 5 . 3 . 6 に競売広告された件について

- ・競売前に、どのような情報を入手していましたか。
- ・競売前に、破産管財人との連絡・協議内容を日時順で教えてください。
- ・競売前に、裁判所との連絡・協議内容を日時順で教えてください。

Q 2 6 買戻特約について

- ・競売前に買戻特約が残っていることをどの様に考えていましたか。
- ・競売後約 2 ヶ月で、買戻特約を解除した理由は何ですか。

Q 2 7 想定外の企業進出となってしまうましたが、企業庁の責任を果たしたものと考えていますか。

Q 2 8 タナカ興業が競売でケンメイ跡地を取得した際、業種から判断して、既に操業している企業への影響を考えましたか。

環境中のヒ素

- ・地殻中に広く分布し、火山活動などにより自然に、また、鉱石・化石燃料の採掘や産業活動に伴って人為的の環境に放出される。
- ・大気、水、土壌と生物圏を循環するため、あらゆる生物がヒ素を含有している。
- ・火山性の温泉ではヒ素濃度が高い場合がある。
- ・インド、中国などでは、地下水に高濃度のヒ素濃度が含まれている地域がある。
- ・海水には約 2ppb(ppb: 1mL 中に 10 億分の 1g を表す単位)のヒ素が溶け込んでいる。プランクトンや藻類は海水から無機ヒ素を取り込み蓄積している。

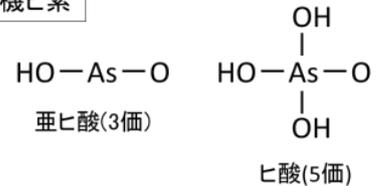
ヒ素の利用

- ・農薬や殺鼠剤、木材の防腐。
- ・発光ダイオードの素材としてのガリウム・ヒ素半導体、セレン・ヒ素半導体

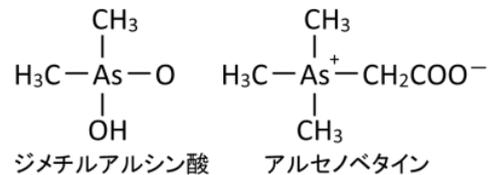
毒性

- ・毒性はヒ素の化学形態によって異なる。自然界に存在するヒ素化合物は右図のとおり。
- ・毒性の強さ：無機ヒ素 > 有機ヒ素
- ・無機ヒ素の致死量は、体重 1kg につき 2～3mg
※タバコに含まれるニコチンの致死量は、体重 1 kg につき 0.5～1 mg
- ・急性毒性の初期症状は、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、血圧低下等で、数日後から肝機能障害、2～3 週間後から四肢の感覚異常が認められる。
- ・慢性ヒ素中毒の主な症状は、腹部や全身に認められる色素沈着と脱色、手掌や足底が角化するなどの皮膚病変や末梢神経障害、皮膚がん発生など。

無機ヒ素



有機ヒ素



図：自然界に存在する主なヒ素化合物

吸収・代謝・排泄

- ・吸収されたヒ素の一部は肝臓、腎臓、肺、脾臓、皮膚、毛髪などに蓄積されるが、大部分が比較的速やかに尿中へ排泄される。
- ・有機ヒ素の生物学的半減期（体内に取り込まれたヒ素が半分減少するのに必要な時間）は 5～6 時間。
- ・無機ヒ素の生物学的半減期は 28 時間（肝臓において有機化され排出される）。

摂取量について

- ・ヒ素摂取量の目安；JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）が定めた暫定耐容週間摂取量（PTWI）は 無機ヒ素として 15 μg/kg 体重/週
※PTWI は一生涯摂取し続けても健康影響が現れないとされる体重 1kg あたりの週間摂取量
- ※日本の水道法で定められているヒ素の水質基準値 0.01mg/L も PTWI を基に算出されている。